

平成 18 年 8 月 22 日

各 位

会 社 名 澁 谷 工 業 株 式 会 社
代表者名 取締役社長 澁 谷 弘 利
(コード番号6340 東証、名証市場第1部)
問合せ先 常務取締役 吉 道 義 明
(TEL 076-262-1201)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 8 月 22 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 18 年 9 月 27 日開催予定の第 58 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法」(平成 17 年法律 第 86 号) および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律 第 87 号) ならびにこれらの関連法令が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり変更するものです。

- ① 株主総会参考書類等をインターネットを利用する方法で開示することが認められたことに伴い、利便性を高めることおよび費用を削減することを目的として変更案 第 16 条(参考書類等のインターネット開示)を、新設するものです。
- ② 株主総会に出席する代理人の人数を定めることが認められたことに伴い、株主総会の円滑な運営を図るため、変更案 第 17 条(議決権の代理行使)について、1 名に限定する旨の変更をするものです。
- ③ 取締役会の機動的かつ効率的な運営を図るため、書面または電磁的記録により取締役会の決議を行うことができるよう変更案 第 23 条第 2 項(取締役会)を新設するものです。
- ④ その他「会社法」が施行されたことに伴い、用語の変更、規定の整備、条文の加除および条数の変更等所要の変更を行うとともに、一部字句を修正するものです。

2. 変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日 程

平成 18 年 9 月 27 日(水) 定時株主総会にて定款変更について付議
同 日 定款変更の効力発生日

以 上

(下線は追加・変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 (商 号) 第 1 条 当社は、澁谷工業株式会社と称する。	第 1 章 総 則 (商 号) 第 1 条 当社は、澁谷工業株式会社と称する。
(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 自動ボtringシステムの製造販売 2. 自動包装機械の製造販売 3. 荷役運搬設備の製造販売 4. 食品加工機械並びに化学機械の製造販売 5. 産業用ロボット装置並びに金属工作機械の製造販売 6. 電子応用装置の製造販売 7. 医療機械器具の製造販売 8. 機械設備、プラント類および構築物等のエンジニアリング並びに工事請負業 9. 産業・一般廃棄物の処理装置の製造販売 10. 農業用設備機器の製造販売 11. 前各号に関する輸出入の業務 12. 前各号に附帯する一切の事業	(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 自動ボtringシステムの製造販売 2. 自動包装機械の製造販売 3. 荷役運搬設備の製造販売 4. 食品加工機械並びに化学機械の製造販売 5. 産業用ロボット装置並びに金属工作機械の製造販売 6. 電子応用装置の製造販売 7. 医療機械器具の製造販売 8. 機械設備、プラント類および構築物等のエンジニアリング並びに工事請負業 9. 産業・一般廃棄物の処理装置の製造販売 10. 農業用設備機器の製造販売 11. 前各号に関する輸出入の業務 12. 前各号に附帯する一切の事業
(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を石川県金沢市に置く。	(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を石川県金沢市に置く。
(新 設)	<u>(機関の設置)</u> <u>第 4 条 当社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。</u>
(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行なう。	(公告方法) 第 5 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行なう。

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株 式 (発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、<u>8,030万株とする。ただし、株式消却が行なわれた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u>	第 2 章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>8,030万株とする。</u>
(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u>	(削 除)
(新 設)	(株券の発行) 第7条 当社は、<u>その株式に係る株券を発行する。</u>
(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行) 第7条 当社の<u>1単元の株式の数は、100株とする。</u> 2 当社は、<u>1単元の株式数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。ただし、取締役会の定める株式取扱規程の定めるところについてはその限りではない。</u>	(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 当社の<u>単元株式数は、100株とする。</u> 2 当社は、<u>単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u>
(基 準 日) 第8条 当社は、<u>毎決算期最終の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ）をもって、その営業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。</u> 2 <u>前項のほか、必要あるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(株式取扱規程) 第9条 当社の<u>株式の名義書換、单元未満株式の買取りおよび買増しその他株式に関する取扱は、取締役会の定める株式取扱規程による。</u>	(株式取扱規程) 第9条 当社の<u>株券の種類、株主（実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。）の氏名等株主名簿記載事項の変更、单元未満株式の買取および買取請求の取扱い、その他株式に関する手続ならびに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</u>
(名義書換代理人) 第10条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。当社の株主名簿、実質株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備置き、株式の名義書換、单元未満株式の買取りおよび買増しその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせる。</u>	(株主名簿管理人) 第10条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u>
(单元未満株式の買増し) 第11条 单元未満株式を有する株主は、その单元未満株式の数と併せて<u>1单元の株式数となるべき数の株式を自己に売渡すべき旨を当会社に請求することができる。</u>	(单元未満株式の買増請求) 第11条 单元未満株式を有する株主は、その单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を自己に売渡す旨を当会社に請求することができる。
第 3 章 株 主 総 会 (新 設)	第 3 章 株 主 総 会 (基準日) 第12条 当社は、<u>毎年6月30日の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u>
(招 集) 第12条 当社の定時株主総会は、<u>営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集</u>	(招 集) 第13条 当社の定時株主総会は、<u>事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集</u>

現 行 定 款	変 更 案
<u>し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</u>	する。
(議 長) 第 13 条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ定めた順位により、他の取締役がこれに代わる。	(招集権者および議長) 第 14 条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ定めた順位により、他の取締役がこれに代わる。
(決 議) 第 14 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。 2 商法第 3 4 3 条第 1 項の規定による株主総会の決議は、 <u>総株主</u> の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって決する。	(決議要件) 第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。 2 会社法第 3 0 9 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、 <u>議決権を行使することができる株主</u> の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって決する。
(新 設)	(参考書類等のインターネット開示) 第 16 条 <u>当会社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u>
(議決権の代理行使) 第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合には株主または代理人は代理権を証する書面を <u>総会ごと</u> に <u>当会社</u> に提出するものとする。	(議決権の代理行使) 第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 <u>1 名</u> を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合には株主または代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出するものとする。

現 行 定 款	変 更 案
(議事録) 第 16 条 <u>株主総会における議事の経過およびその結果を議事録に記載または記録し、議長および出席取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u> 2 <u>株主総会の議事録は、その原本を 10 年間本店に備置き、その謄本を 5 年間支店に備置く。</u>	(削 除)
第 4 章 取締役、<u>代表取締役</u>および取締役会 (<u>取締役の員数</u>) 第 17 条 当社の取締役は 20 名以内とする。	第 4 章 取締役および取締役会 (員 数) 第 18 条 当社の取締役は 20 名以内とする。
(<u>取締役の選任</u>) 第 18 条 当社の取締役は、株主総会において<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u> 2 <u>当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u>	(選 任) 第 19 条 <u>取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができ</u> <u>る株主の議決権の 3 分の 1 以上を</u> <u>有する株主が出席し、その議決権</u> <u>の過半数をもって行なう。</u> 2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。
(<u>取締役の任期</u>) 第 19 条 取締役の任期は、<u>就任後 2 年以内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 <u>補欠または増員で就任した</u>取締役の任期は、<u>現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u>	(任 期) 第 20 条 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。 2 <u>補欠または増員のため選任された</u>取締役の任期は、<u>現任取締役の残任期間</u>とする。
(代表取締役および役付取締役) 第 20 条 当会社に会長、社長各 1 名を置き、必要に応じて副会長、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置き、取締役会の決議により、	(代表取締役および役付取締役) 第 21 条 当会社に会長、社長各 1 名を置き、必要に応じて副会長、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置き、取締役会の決議により、

現 行 定 款	変 更 案
取締役の中から<u>選任</u>する。 2 社長は、当会社を代表する。 3 社長のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を<u>定める</u>ことができる。	取締役の中から<u>選定</u>する。 2 社長は、当会社を代表する。 3 社長のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を<u>選定</u>することができる。
(名誉会長、名誉顧問、相談役、顧問および参与) 第 21 条 当会社は取締役会の決議により、名誉会長、名誉顧問、相談役、顧問および参与各若干名を置くことができる。	(名誉会長、名誉顧問、相談役、顧問および参与) 第 22 条 当会社は取締役会の決議により、名誉会長、名誉顧問、相談役、顧問および参与各若干名を置くことができる。
(取締役会の招集) 第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その通知は各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (新 設)	(取締役会) 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その通知は各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 <u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u>
(取締役会の決議) 第 23 条 取締役会においては、当会社の業務執行に関する事項を決する。 2 <u>取締役会の決議は、取締役総数の過半数が出席し、取締役総数の過半数をもって決する。</u> 3 <u>取締役会における議事の経過およびその結果を議事録に記載または</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<u>記録し、出席した取締役および監査役これに記名押印または電子署名を行い、その原本を10年間本店に備置く。</u>	
(取締役会規程) 第 24 条 取締役会に関する事項については、法令または定款に定めのあるもののほか、取締役会の定める取締役会規程による。	(取締役会規程) 第 24 条 取締役会に関する事項については、法令または定款に定めのあるもののほか、取締役会の定める取締役会規程による。
(報酬および退職慰労金) 第 25 条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。	(報酬および退職慰労金) 第 25 条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。
第 5 章 監 査 役 お よ び 監 査 役 会 (<u>監査役</u> の員数) 第 26 条 当社の監査役は5名以内とする。	第 5 章 監 査 役 お よ び 監 査 役 会 (員 数) 第 26 条 当社の監査役は5名以内とする。
(<u>監査役</u> の選任) 第 27 条 <u>当社の</u> 監査役は、株主総会において <u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u>	(選 任) 第 27 条 <u>監査役の選任</u> は、株主総会において <u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u>
(<u>監査役</u> の任期) 第 28 条 監査役の任期は、 <u>就任後4年内の最終の決算期</u> に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 補欠で就任した監査役の任期は、 <u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u>	(任 期) 第 28 条 監査役の任期は、 <u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u> に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の <u>残任期間</u> とする。
(<u>常勤</u> の監査役) 第 29 条 <u>監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</u>	(常勤監査役) 第 29 条 <u>監査役会は監査役の中から、常勤監査役若干名を選定する。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(監査役会の招集) 第 30 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	(監査役会) 第 30 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
(監査役会の決議) 第 31 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。</u> 2. <u>監査役会における議事の経過およびその結果を議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行い、その原本を10年間本店に備置く。</u>	(削 除)
(監査役会規程) 第 32 条 監査役会に関する事項については、法令または定款に定めのあるもののほか、監査役会の定める監査役会規程による。	(監査役会規程) 第 31 条 監査役会に関する事項については、法令または定款に定めのあるもののほか、監査役会の定める監査役会規程による。
(報酬および退職慰労金) 第 33 条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。	(報酬および退職慰労金) 第 32 条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。
第 6 章 計 算 (営業年度) 第 34 条 当会社の営業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの年1期とする。	第 6 章 計 算 (事業年度) 第 33 条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。
(利益配当) 第 35 条 <u>利益配当金は毎決算期最終の株主名簿に記載または記録された株主または質権者に支払う。</u>	(剰余金の配当) 第 34 条 <u>株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行な</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>うことができる。</u> <u>2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年12月31日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行なうことができる。</u>
<u>(中間配当)</u> <u>第 36 条 当会社は、取締役会の決議により毎年12月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主または質権者に対して商法第293条ノ5にもとづき金銭を分配することができる。</u>	(削 除)
(新 設)	<u>(自己株式の取得)</u> <u>第 35 条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行なうことができる。</u>
<u>(配当金等の除斥期間)</u> <u>第 37 条 利益配当金および前条による中間配当金並びに、その他の諸交付金は当会社がその支払開始の日から満3年を経過したときは、当会社はその支払義務を免れる。</u>	<u>(配当金の除斥期間)</u> <u>第 36 条 期末配当金および中間配当金が支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u>